



福祉・健康

高齢のかたに

地域包括支援センター

【各地域包括支援センター】

センター名(電話)	担当地区
地域包括支援センター青燈会 ☎029-295-5288	神崎、菅谷
地域包括支援センターゆたか園 ☎029-295-1287	五台、戸多、芳野
地域包括支援センターナザレ園 ☎029-296-3405	額田、木崎、瓜連

※お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください

地域包括支援センターは、高齢者のかたがいつまでも住み慣れた地域で生活していけるよう、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、社会福祉士、保健師(または看護師)の専門職を配置し、高齢者やご家族の皆さんをさまざまな面から総合的に支援する機関です。

市内の3つのセンターでは、次の支援を行っています。

総合相談支援

高齢者やその家族からのさまざまな相談を受け、必要な援助を受けられるよう支援します。

対象者 65歳以上のかた

利用方法 電話または窓口でご相談ください。

権利擁護事業

成年後見制度の紹介や消費者被害などに対応します。

また、虐待に関する相談や連絡・通報を受け、支援します。

対象者 65歳以上のかた

利用方法 電話または窓口でご相談ください。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定されたかたおよび基本チェックリストで対象となったかたの相談や、サービス利用の場合には介護予防ケアプランを作成し、心身状態の維持・改善を図ります。

対象者 介護認定を受けて要支援1・2と認定されたかたおよび基本チェックリストで事業対象者となったかた

利用方法 認定結果が届き、サービス利用を希望されるかたは、担当地区の地域包括支援センターへ電話または窓口でお申し込みください。

料金 相談は無料ですが、介護保険サービスなど利用時は1割から3割の自己負担となります。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の支援のほか、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)の支援を行います。

また、暮らしやすいまちづくりのために、地域・医療・福祉などのネットワークづくりに取り組んでいます。

福祉・健康

〈 広告 〉

■社会福祉法人 新世会■
特別養護老人ホーム

いくり苑 那珂

基本理念 **その人らしく幸せに、安らぎ、癒し、などある日々を大切に・・・**

花水センター通り沿い 那珂市菅谷3799-6
デイサービス ショートステイ ケアプラン作成 **TEL 029-352-0017**
◎介護サービスに関する事は、お気軽にご相談下さい。

業務スーパー那珂店 至 常陸太田市
セブンイレブン 那珂堀ノ内店
★いくり苑 那珂
169 至 水戸市 349 堀之内 至 ひたちなか市

認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に対して、認知症かどうか診断したり、適切な医療サービスや介護サービスを紹介したりするために、専門家たちによって構成されたチーム員が自宅に訪問して一定期間（おおむね6か月以内）集中的に支援します。

対象者

40歳以上の自宅で生活している認知症のかたや認知症が疑われるかたで、認知症の診断を受けていないかたや治療を中断しているかた、適切な医療サービスや介護サービスを受けていないかた、医療サービスや介護サービスを利用していても症状が悪化して対応に悩んでいるかたなど。

利用方法 電話または窓口でご相談ください。

緊急通報システム事業

緊急通報システムの機械を取り付けたお宅と消防署を緊急通報電話で結び、緊急事態に際して、迅速、正確に対応できる体制を整え、急病や災害に備えます。また、火災警報器と連動させることで火災発生時の通報体制の強化を図ります。

- 対象者**
- 75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
 - 65歳以上の介護保険認定（相当）の高齢者のみの世帯

利用方法 民生委員・児童委員を通して申請してください。

料金

階層区分		緊急通報システム 設置負担額	火災警報器 設置負担額	緊急通報システム＋ 火災警報器連動工事 負担額
第1階層	生計中心者の市民税所得割額が非課税の世帯	0円	0円	0円
第2階層	生計中心者の市民税所得割額が6万円未満の世帯	8,731円	2,888円	11,619円
第3階層	生計中心者の市民税所得割額が6万円以上12万円未満の世帯	17,463円	5,775円	23,238円
第4階層	生計中心者の市民税所得割額が12万円以上の世帯	34,925円	11,550円	46,475円



救急医療情報キット

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

緊急時に迅速・正確な救急活動を行うことを目的として、かかりつけの医療機関、持病の有無、服用中の薬など、救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を無料で配布します。

- 対象者**
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - 65歳以上の高齢者のみの世帯のかた
 - 身体障害者手帳1級または2級をお持ちのかた

申請方法 申請書に必要事項を記入して申請してください。

配布するもの

- 保管容器
- 救急情報用紙（本人氏名・緊急連絡先など、救急時に必要な情報を記入します）
- ステッカー（玄関ドアの内側および冷蔵庫に貼り付けます）



いばらきシニアカード

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげるためにシニアカードを配布し、協賛店舗に提示するとお得なサービスが受けられます。



対象者 65歳以上のかた

- 申請方法**
- 申請書に必要事項を記入して申請してください。
 - 本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

徘徊の見られる高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機を貸与することにより、高齢者が徘徊したときに位置を検索することで早期発見につながり、安心して介護できる環境を整備し家族の負担軽減を図ります。

対象者 おおむね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を介護している家族

申請方法 申請書に必要事項を記入して申請してください。

費用

加入料金・充電器は、無料となります。ただし、次の費用は利用者負担となります。

- 基本料金（月額）：1,320円／月
- 位置情報提供料金：インターネット検索 無料
電話でのお問い合わせ 220円／回
- 現場急行料金：11,000円／回

介護マーク

問 介護長寿課 高齢者支援グループ

介護マークは、介護をするかたを周囲に温かく見守ってもらうことにより、介護をするかたの精神的負担を軽くするためのものです。外出先でトイレに付き添うときや、周囲に介護していることをさりげなく知ってもらいたいときにご使用ください。

対象者 認知症のかたや介護が必要な高齢者・障がい者などを介護するかた

配布方法 市介護長寿課窓口および各地域包括支援センターにて配布します。



予防接種

問 健康推進課 母子保健グループ

高齢者については肺炎球菌ワクチンおよび季節性インフルエンザワクチンの費用助成をしています。

紙おむつ等購入費助成事業

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

寝たきり、認知症高齢者などを常時ご自宅で介護しているご家族（世帯）に対して、市内の指定販売店で利用できる紙おむつなどを購入できるクーポン券を発行します。

対象者 常時ご自宅で、次に該当するかたを介護している家族（世帯）

- 介護保険の要介護度4または5の市民税非課税のかた

※施設入所中や入院中のかたは該当になりません

購入できるもの

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりふき、防水シート

申請方法 申請書に必要事項を記入して申請してください。介護されるかたが有する介護保険被保険者証などを持参してください。

申請期間 第1期 4月1日から 7月31日
第2期 8月1日から11月30日
第3期 12月1日から 3月31日
※各期間ごとに1回（年3回）申請ができます

助成額 市民税非課税世帯 24,000円／期
市民税課税世帯 12,000円／期

生活管理指導短期宿泊事業

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

日常生活に支障があるかたなどに対して、短期間（原則7日以内）養護老人ホームなどで生活し、日常生活に対する指導、支援を行います。

対象者 介護保険には該当しないが、日常生活に支障があったり、対人関係が成立しないなど、社会適応困難な65歳以上のかた

料金 利用料1日480円（養護老人ホームナザレ園）
1日759円（盲老人ホームナザレ園）

上記に食費が加算されます。食費は全て自己負担です。



配食サービス事業

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

食事を作ることが困難な人を対象に、定期的に食事を提供することで、食生活の安定、健康維持、安否確認、孤独感の解消などを図ります。1日に昼食か夕食のいずれか1食を宅配します。

※週2回以上の継続的な利用が必要です

対象者

次のいずれかに該当し、食事を作ることが困難（介護保険認定相当）な人

- おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- 虚弱な高齢者のみの世帯
- ひとり暮らしの障がい者
- その他（虚弱高齢者と障がい者の世帯など特に必要と認めた人）

申請方法 申請書に必要事項を記入して申請してください。申請後、調査をして決定します。

利用者負担額

- 利用者が属する世帯が市民税非課税世帯 380円/食
- 利用者が属する世帯が市民税課税世帯 480円/食

老人保護措置事業

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

経済上および環境上の理由により、在宅で生活することが困難な高齢者について、養護老人ホーム入所の相談を受け付けています。

対象者

65歳以上の低所得者（市町村民税所得割非課税）で、経済上および環境上の理由により、在宅で生活することが困難な高齢者

※おおむねご自身で身の回りのことができるかたに限ります

利用方法

相談後、入所が該当となる場合は次の書類を提出します。

入所申請書、健康診断書、収入申告書、扶養義務者状況申告書、扶養義務者状況調査票、住民票謄本、戸籍謄本

※各様式は所定のものが窓口にあります

費用負担額

本人および扶養義務者の収入額に応じて自己負担があります。

成年後見制度

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

認知症のかたなどを保護するため、成年後見人などが本人に代わって財産管理、介護サービスなどの契約を行う制度です。

この制度を利用する場合は、家庭裁判所に申し立てをして、審判を受ける必要があります。

利用方法

家庭裁判所に申し立てをします。申し立て人は、本人、配偶者、親族などできます。ただし、身寄りがいない場合は、市長が申し立てを行うことができます。

料金

申し立て費用や、成年後見人などへの報酬費用がかかりますが、額は内容により異なります。

ケアハウス

申・問 直接施設に相談、お申し込みください。

60歳以上で、身体能力の低下などから独立生活に不安があり、また家族による日常生活の支援を受けることが困難な人が入居する施設です。

※常時介護が必要な人は除きます

費用負担額

本人の収入額に応じて自己負担があります。

市内のケアハウス

ハウスフル踏青園

所在地：後台2045-3 ☎029-295-8415

介護予防・日常生活支援総合事業

申・問 介護長寿課 高齢者支援グループ

介護保険制度の改正により、今までの要支援1・2のかたが利用している訪問介護と通所介護は、全国一律の基準に基づくサービスから、平成29年4月から市の基準による介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に変わりました。

総合事業を利用できるかた

- 要支援1・2の認定を受けたかた
- 基本チェックリストにより事業対象者と判断されたかた

※基本チェックリストとは、生活状況や健康状態などを確認する調査票で、基準項目に該当したかたが事業対象者となります

利用できるサービス

サービスを利用するためには、サービスの利用計画(ケアプラン)が必要です。本人の身体などの状況に合わせたケアプランの作成をケアマネジャーに依頼します(契約・作成は無料です)。

ケアプランの作成は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターとなります。

【介護予防訪問サービス】

訪問介護員により身体介護、生活援助などのホームヘルプサービスが受けられます。

【訪問型サービスA】

身体介護を伴わない掃除、洗濯などの生活援助が受けられます。

【訪問型サービスD】

通院や日常の買い物で移動する際の付き添い支援が受けられます。

【介護予防通所サービス】

生活機能の向上のための機能訓練、食事、入浴などのサービスを受けられます。

【通所型サービスA】

半日程度の運動、レクリエーションなどの生活機能の維持を図るサービスが受けられます。

利用料 総合事業のサービスを利用したときは、原則としてかかった費用の1割から3割が自己負担となります。

介護保険

問 介護長寿課 介護保険グループ

📖 詳細は67ページ参照

障がいのあるかたに

医療福祉制度(障がい者マル福)

申・問 社会福祉課 障がい者支援グループ

障がい者のかたが、病院などの医療機関にかかったときに、その医療費(保険適用分)の自己負担分を助成する制度です。

➤ 新規申請

対象者 一定以上の障害認定を受けたかた

申請方法 申請に必要な書類については窓口へお問い合わせください。

※所得制限があります

➤ 受給資格等変更申請

対象者 住所、氏名、加入する健康保険証など届出内容に変更があるかた

申請方法 変更内容が確認できるもの(新しい健康保険証など)、印鑑を持参してください。

➤ 交付状況証明交付申請

対象者 県内に転出されるかた

申請方法 受給者証、印鑑を持参してください。

➤ 医療福祉費支給申請(償還払い)

- 対象者**
- 受給者で、県外の医療機関などで受診し医療費を支払ったかた
 - 受給者証を持参しないで医療機関を受診したかた

申請方法 健康保険証、受給者証、受診した医療機関などの領収書、印鑑、振込先の通帳などを持参してください。

自己負担額

外来、入院とも保険適用分を全額助成しますので、自己負担はありません。

※助成を受けるためには、病院(医療機関)などを受診する際、受給者証と健康保険証を必ず受付窓口へ提示してください

障がい者支援

申・問 社会福祉課 障がい者支援グループ

身体障害者手帳の交付

身体障がい者に対し、その障がいの程度によって、身体障害者福祉法に基づき、手帳を交付しています。

※障がいの程度により1級から6級まであります

対象者 次の障がい者が持続しているかた
視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、
そしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹機能、
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、内部(心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸および小腸機能・免疫機能)

申請方法 申請書に医師の診断書(市指定)および写真(4cm×3cm)2枚を添えて申請してください。

※診断書をもらう際に診断書料がかかります

療育手帳の交付

知的障がい者(児)の福祉向上のため、それぞれの程度にあった、一貫した指導・相談および各種の支援を受けやすくするため療育手帳を交付しています。

※障がいの程度により④、A、B、Cに分けられます

対象者 知的障がいのあるかた

申請方法 18歳未満は児童相談所、18歳以上は福祉相談センターに相談・判定予約・交付申請をして判定を受けます。

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約があるかたが、福祉の支援を受けやすくするために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

※障がいの程度により1級から3級まであります

対象者 精神障がい者(精神疾患のあるかた)

申請方法 社会福祉課に相談の上、必要な書類を添付して申請してください。(申請書の添付書類として、医師の診断書または精神障がいを事由とする年金証書の写しのどちらか、写真1枚(4cm×3cm)が必要となります)

※診断書をもらう際に診断書料がかかります

特別障害者手当

在宅の重度の心身障がい者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給しています。月額:27,980円(令和5年度)

対象者 市内に居住し心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護が必要な20歳以上のかた

申請方法 申請書に診断書などの必要書類を添付して申請してください。

※診断書をもらう際に診断書料がかかります

※世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります

障害児福祉手当

在宅の重度の障がい児に対し経済的負担軽減のため手当を支給しています。月額:15,220円(令和5年度)

対象者 市内に居住し精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護が必要な20歳未満のかた

申請方法 申請書に診断書などの必要書類を添付して申請してください。

※診断書をもらう際に診断書料がかかります

※世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に、障がい児の生活向上のため手当を支給しています。月額:1級53,700円、2級35,760円(令和5年4月分から)

対象者

市内に居住し、身体障害者手帳がおおむね1～3級または療育手帳④、A、おおむねB、精神障害者保健福祉手帳がおおむね1～2級に該当する児童を監護している保護者

申請方法 申請書に診断書などの必要書類を添付して申請してください。

※診断書をもらう際に診断書料がかかります

※世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります

在宅心身障害者(児)福祉手当

在宅の重度の障がい者(児)を介護しているかたに手当を支給しています。

月額 3,000円

対象者 市内に居住し、常時介護を要する在宅の心身障がい者(児)と同一世帯の保護者

対象となる障がいの程度

●障がい者

身体障害者手帳のおおむね1・2級程度で日常生活において常時介護を要するかた、療育手帳のおおむね④・A程度のかた、介護認定要介護4・5のかた

● 障がい児

身体障害者手帳のおおむね1～3級および4級の一部程度のかた、療育手帳のおおむね④・A・B程度のかたもしくは同程度の精神障がい有るかた、その他上記と同程度以上と認められたかた

申請方法 申請書に状況書などを添付して申請してください。

※世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります

➤ 心身障害者扶養共済制度

障がい者(児)を扶養しているかたを加入者とし、毎月掛け金を納めていただき、その加入者に万一のことがあった場合、障がい者に対し終身年金を支給する相互扶助の制度です。

対象者

次の障がい者(児)の保護者で、65歳未満のかた

- 知的障がい者
- 身体障害者手帳1～3級のかた
- 精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度がおおむね上記2点と同等のかた

申請方法 障害者手帳を持参の上、窓口にご相談ください。

➤ 障害福祉サービス(自立支援給付)の利用

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、ヘルパーのサービスや通所による日中活動などを提供します。低所得のかた以外は所得に応じて一定の利用料がかかります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた(知的障がい、精神障がいのあるかたは、手帳の交付を受けていなくても利用できる場合がありますのでご相談ください)、難病のかた

申請方法

障害者手帳などを持参の上、窓口にご相談ください。障がい者のかたと家族の状況などによりサービスの種類などを決定します。

➤ 自立支援医療(精神通院医療)の給付

精神障がいの治療上必要と認められる医療費の9割について、保険と公費で負担しますので、原則自己負担は1割となります。また、本人および同一健康保険加入の世帯の課税状況に応じて1月当たりの負担に上限が設定されています。

対象者 精神に障がいがあり通院しているかた

申請方法 申請書、医師の診断書、健康保険証の写しなどを添付して申請してください。

※診断書をもらう際に診断書料がかかります

➤ 自立支援医療(更生医療)の給付

障がいを軽くしたり、機能回復をすることができるよう医療を受けることができます。

対象者 身体障害者手帳を持っている18歳以上のかた

申請方法 申請書に医師の意見書、健康保険証の写しなどを添付して申請してください。

※意見書をもらう際に料金がかかります

➤ 自立支援医療(育成医療)の給付

18歳未満の身体障がいのある児童が、障がいを取り除いたり、軽くしたりすることができるよう医療を受けることができます。

対象者

身体障害者福祉法に定める程度の身体上の障がいを有する18歳未満の児童、または現在の疾患の治療を行わない場合にこれと同程度の障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、確実な治療の効果が期待できるかた

申請方法 申請書に医師の意見書、健康保険証の写しなどを添付して申請してください。

※意見書をもらう際に料金がかかります

➤ 補装具の交付と修理

身体に障がいのあるかたに、義肢、車いす、補聴器などの補装具を給付または修理する制度です。事前申請が必要です。低所得のかた以外は、所得に応じて一定額を負担していただきます。

対象者 身体障害者手帳をお持ちのかた、難病のかた(障害者総合支援法で定める疾病)

申請方法 申請書に医師の意見などを添付して申請してください。補装具の種類により異なりますので、あらかじめご相談ください。

※意見書をもらう際に料金がかかります

➤ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満のかたに補聴器購入費用を助成します。事前申請が必要です(助成額は補聴器の種類によって異なります)。

対象者

身体障害者手帳の交付対象とならず、補聴器を装着することで、言語の習得などにおいて一定の効果が期待できると医師が判断したかた

申請方法 申請書に医師の意見書を添付して申請してください。

※意見書をもらう際に料金がかかります

地域生活支援事業

問 社会福祉課 障がい者支援グループ

移動支援

事業所に委託して、障がい者の移動支援を行います。要項に定められた利用料の1割が自己負担となり、非課税世帯は無料となります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

※知的障がい、発達障がいのあるかたは、手帳の交付を受けていなくても利用できる場合がありますのでご相談ください

申請方法 障害者手帳などを持参の上、窓口にご相談ください。

日中一時支援

事業所に委託して、障がい者を日中一時的に預かります。要項に定められた利用料の1割が自己負担(上限500円)となり、非課税世帯は無料となります。その他、送迎費(片道)50円がかかります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

※知的障がい、発達障がいのあるかたは、手帳の交付を受けていなくても利用できる場合がありますので、ご相談ください

申請方法 障害者手帳などを持参の上、窓口にご相談ください。

※委託事業所については窓口でご確認ください

地域活動支援センター

障がい者が、日中活動の場として通所する施設です。市内1か所のほか、広域の利用としてひたちなか市のセンター(2か所)が利用できます。

○市地域活動支援センター「ひだまり」(那珂市)

問 那珂市地域活動支援センター「ひだまり」
☎029-295-2944

利用料は、世帯の課税状況により設定されています。

対象者 18歳以上の身体、知的、精神に障がいのあるかた

申請方法 市窓口または事業所にご相談ください。

○KUINA／ふわり(ひたちなか市)

問 KUINA ☎080-1277-2221 ふわり ☎029-219-8155

食費、作業等の材料費などは実費となります。また、施設により利用料がかかります。

対象者 18歳以上の主に精神に障がいのあるかた

申請方法 事業所にお問い合わせください。

日常生活用具の給付

障がい者(児)の日常生活を容易にするために、ストマ装具、電動式たん吸引器、人工咽頭、特殊寝台などを給付します。料金は、原則1割自己負担です。ただし、世帯の課税状況に応じて1月当たりの負担に上限が設定されています。

対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者および障がい児(品目により障がいの種別や等級などの制限があります)、難病患者

申請方法 障害者手帳などを持参の上、窓口で申請してください。

〈広告〉

明るく 仲よく 元気よく

NPO法人[特定非営利活動法人]

スマイル愛昌園

就労支援事業所 みらい

就労移行支援
就労継続(B型)支援

障がい者グループホーム 葵1寮
障がい者グループホーム 葵2寮

那珂市 戸4692-305
☎029-219-7755 FAX 029-219-7766

 **Nazare en**

働きたい!
をサポート

障害者就労支援事業所
ナザレ園

- 就労継続支援B型
- 就労移行支援

TEL 029-212-7737

 ナザレ園公式 Instagram



手話通訳者・要約筆記者派遣

問 社会福祉課 障がい者支援グループ
県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」
☎029-248-0029

社会生活におけるコミュニケーションを円滑にし、社会参加を促すために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。料金は無料です。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声機能、言語機能に障がいのあるかた

申請・利用方法

障害者手帳を持参の上、窓口へ申請してください。利用の際は、県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」へお申し込みください。

訪問入浴サービス

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車を派遣することで、自宅での入浴を可能にします。

料金は、本人および生計中心者の所得の状況により自己負担があります。

対象者 身体障害者手帳1・2級の交付を受けているかた、難病患者

申請方法 身体障害者手帳などを持参の上、窓口で申請してください。

相談支援

問 市社会福祉協議会 指定相談支援事業所
☎029-229-0309

障がい者のさまざまな相談に応じています。

対象者 障がい者(児)およびその保護者、家族、関係者など

利用方法 直接事業所にご相談ください。

自動車運転免許取得費補助

身体障がい者が、仕事などのために自動車の運転免許を取る場合に補助します。支給限度額は10万円です。

対象者 身体障害者手帳1～4級のかたで、仕事などのために運転免許を取得しようとするかた

申請方法 あらかじめ、適性検査のあとに補助金交付要望書を提出し、教習所を卒業したときに補助金を申請してください。

自動車改造費用助成

身体障がい者が、就職などに伴い自動車を改造する場合、それに要する経費の一部を補助します。支給限度額は10万円です。

対象者

身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害で、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない世帯に属するかた

申請方法 事前に交付申請をし、内定後改造をし、改造終了後補助金の請求をしてください。

難病患者福祉手当

難病患者に対して福祉手当(年額15,000円)を支給します。

対象者 市内に居住し、県が交付する「指定難病特定医療費受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」をお持ちのかた

申請方法 申請書に上記の受給者証を添えて申請してください。

タクシー利用助成事業

在宅障がい者に「タクシー券」を交付し、タクシーを利用する際の料金を助成します。

1回600円の助成券を年間最大48枚交付します。

※透析治療を受けているかたは最大96枚

対象者

身体障害者手帳1～5級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級、介護認定要介護1～5、指定難病特定医療費受給者証のいずれかに該当するかた

※自動車税または軽自動車税の減免を受けているかたは対象となりません

申請方法

対象者であることが分かるもの(障害者手帳など)を持参の上、窓口へ申請してください。

障害者等用駐車場利用証の交付

障がい者などの歩行が困難なかたが車いすマークの駐車スペースを円滑に利用できるよう、利用証を交付します。

対象者

歩行が困難であって、次のいずれかに該当するかた。ただし、それぞれ交付基準がありますので、詳細はお問い合わせください。

※身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦

申請方法

対象者であることが分かるもの(障害者手帳・受給者証など)を持参の上、窓口へ申請してください。

NHK受信料減免制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちのかたが世帯で、NHK放送受信料が減免されます。

●全額免除

対象者

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、知的障がい者と判定されたかたが世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

●半額免除

対象者

視覚または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちのかたが世帯主で受信契約者の場合、身体障害者1・2級のかた、療育手帳④、Aまたは同程度と判定されたかた、精神障害者保健福祉手帳1級のかたが世帯主で受信契約者の場合

申請方法

対象者であることが分かるもの(障害者手帳)を持参の上、窓口へ申請してください。

健康を維持するために

健康診査・健康相談

問 保険課 健康推進課

内容		対象者	担当窓口	申込手続きなど	費用
各種健康 診査	生活習慣病予防健診	18～39歳(高等学校在籍者を除く)	健康推進課 ☎029-270-8071	Web・電話・窓口 などでお申し込 みください。 市ホームページ QRコード 	検診の種 類により 個人負担 金が異な ります。
	特定健康診査	市国民健康保険被保険者の40～ 74歳(75歳の誕生日の前日まで)	保険課 ☎029-298-1111 健康推進課 ☎029-270-8071		
		社会保険などの被扶養者の40～ 74歳(75歳の誕生日の前日まで)			
	高齢者健診	75歳以上または65歳以上の後期 高齢者医療被保険者	健康推進課 ☎029-270-8071		
	結核・肺がん検診	40歳以上			
	胃がん検診	40～74歳			
	大腸がん検診	40歳以上			
	子宮頸がん検診	20歳以上			
	乳がん検診	30歳以上 ※検査項目により対象年齢が異なる			
	肝炎ウイルス検診	40歳以上			
	前立腺がん検診	50歳以上			
歯周病検診	40～70歳の5歳刻み ※4月1日時点での年齢				
健康相談 栄養相談	市の保健師、管理栄養士が各 種健診結果に関する相談や栄 養相談を行います。 ※必要時、家庭訪問も行います。	市民	健康推進課 ☎029-270-8071	随時 各種健診後の相 談は窓口・電話で も行います。	無料
こころの 相談	不眠や抑うつ状態、対人関係 や不登校など、こころの悩み について精神科医による相談 を受け付けています。	市民	健康推進課 ☎029-270-8071	予約制 詳細は広報紙な どをご覧ください。	無料
出前講座 [健康教育]	団体などの要望により生活習 慣病(歯周病も含む)に関する 健康講話を実施します。	市民	市民協働課 ☎029-298-1111	電話・窓口など でお申し込みく ださい。	無料
献血	希望者のかたから移動採血車 による400mlの採血を行って います。	16歳以上69歳未満 ※65歳～69歳までのかたは、60～ 64歳までの間に献血の経験があ るかたに限ります。	健康推進課 ☎029-270-8071	直接会場へ 市ホームページ QRコード 	

※対象年齢は特記がない限り、年度末時点の年齢です

※各種健康診査の詳細につきましては、市ホームページまたは毎年お配りしています「健診ガイド」をご覧ください

医療機関などを受診するときは

日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」がいると安心です。気になる症状があれば、まずは「かかりつけ医」に相談しましょう。

▶ 休日・夜間の受診前にもう一度確認しましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。受診の前に、平日の診療時間内に受診できないか、もう1度考えてみましょう。

判断に困った時は、子どもの場合は「茨城子ども救急電話相談」短縮ダイヤル#8000(プッシュ回線固定電話・携帯電話から)または050-5445-2856(全ての電話から)を、大人の場合は「茨城おとな救急電話相談」短縮ダイヤル#7119(プッシュ回線固定電話・携帯電話から)または050-5445-2856(全ての電話から)をご利用ください。

▶ 「重複受診」はやめましょう

同じ病気で、複数の医療機関などにかかる「重複受診」は、検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまうおそれがあります。今受けている治療に不安などがあるときには、医師に相談しましょう。

▶ 「かかりつけ薬局」を持ちましょう

「かかりつけ医」と同様に「かかりつけ薬局」を持ち、調剤を1つの薬局に任せれば、複数の医療機関で受診している場合などに便利です。薬の重複や飲み合わせをチェックしてもらうようにしましょう。

▶ 残ってしまった薬は薬剤師に相談しましょう

飲み残しなどで残ってしまった薬は「お薬手帳」と一緒に調剤薬局に持参しましょう。

▶ 「ジェネリック医薬品」を利用しましょう

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、特許期間の過ぎた新薬(先発医薬品)と同じ効果効能のある処方薬で、新薬よりも低価格です。

1つの新薬に複数の「ジェネリック医薬品」がある場合や、「ジェネリック医薬品」がない場合もあります。医師の判断も重要ですので、きちんと説明を聞いて選択しましょう。

市内医療機関等一覧

市内医療機関等は「P116～P118」を参照ください。

なお、掲載していない病院もありますので、詳細は市ホームページでご確認ください。

問 健康推進課 健康増進グループ



公衆衛生の豆知識

出典

首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まる場所でやろう

咳
エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。